

第1章 住民参加の様々な仕組み、板橋区における住民参加の現状と課題

本章では、「開かれた区政」を推進するために板橋区がこれまで展開してきた諸施策のうち、住民参加の分野で進めてきた取り組みなどを紹介する。そして、板橋区の住民参加の現時点に至るまでの到達点を概観するとともに、今後とも板橋区が住民参加をより一層進めていくための課題について考える。

1. 住民参加の手法

住民参加とは、「住民が公共政策の立案・決定・実施の諸過程に参画すること」であるという定義がある。一口に「住民参加」と言っても、様々な制度・手法がある。

(1) 法制度により保障されている住民の権利～参政権

地方自治法では、住民の基本的な権利の一つとして、地方自治体の公務に参与する権利（参政権）について、以下のとおり規定している。

(ア) 選挙に参与する権利～代表民主主義・間接民主主義

選挙に参与する権利には、選挙権と被選挙権の双方を含んでいる。地方自治における選挙権とは、地方自治体の議会の議員及び長を選挙する権利であり、被選挙権とは地方自治体の議会の議員及び長として選挙される権利である。

(イ) 直接請求をする権利～直接民主主義

住民自治の実現を期するために、間接民主主義を補完する制度として、各種の直接請求権が設けられている。いずれも、住民1人では請求権者とはなりえず、選挙権を有する者（有権者）の50分の1以上又は3分の1以上の者の連署が必要である。

○条例の制定改廃の請求権

○事務の監査請求権

- 議会の解散請求権
- 主要公務員解職請求権

(ウ) その他の直接参政権

上記のほかにも直接参政する権利として以下の権利が保障されている。

- 住民監査請求・住民訴訟
- 特別法に関する住民投票権
- 選挙に関する民衆訴訟
- 請願権

(2) その他の住民参加の手法

法令などによって制度化されているもの以外にも、住民参加には様々な手法がある。

(ア) 要望・苦情の申出

住民が行政に対して何らかの要望や苦情を申し立てる局面は、行政にとって一般的でなおかつ重要な住民との接点であると同時に、住民にとっても最も行政と密接な関係性を持たざるを得ない場面である。その機会を逃さず住民の意見を行政に反映させていくことは、住民自治の観点から重要なことである。行政に対する住民の苦情や救済の申し立てを処理し、行政を監視するオンブズマン制度なども、広義では住民参加の一つの手法である。

(イ) 広報・広聴制度

住民参加の大前提として、まず情報を提供することが必要であり、その役割を担うものとして、広報紙やホームページをはじめとする様々な媒体を駆使した広報活動は重要かつ不可欠である。また、モニター制度や長に対する手紙などを含む広聴制度も重要な住民参加の手法の一つである。

これら広報・広聴の活動は従来から存在しているものであるが、今後は、これらを如何に有機的に連携させ、地方自治体の政策決定に連動させていくかが重要になってくるものと考えられる。

(ウ) パブリックコメント

地方自治体が重要な条例を制定したり、重要な計画などを策定

したりする過程において、素案を事前に公表して、広く住民の意見を求め、それらの意見を考慮したうえで意思決定を行う仕組みである。単なる意見の聴取・収集にとどまらず、寄せられた意見の概要とそれら意見に対する地方自治体の考え方を合わせて公表するのが本来の形である。

(エ) 諮問機関等会議体への参加

地方自治体の長などの諮問機関に住民の代表を入れて政策等の審議に加わってもらう方法である。一般住民から遊離した者ではなく、真の住民代表としての実質を備えた者を選ぶことが必要である。かつては住民の代表として、地域団体の代表などの中から行政側が選定するのが通例であったが、広く住民から公募して構成員を選定する方式も一般的になりつつある。

(オ) 条例に基づく住民投票

前述した直接請求権に基づく手続きの一つである住民投票や、地方自治特別法に関する住民投票等とは別に、近年においては、地方自治体が条例を根拠として定め、その条例に基づいて住民の意見を問うという諮問型の住民投票が制度化されてきている（新潟県巻町の原子力発電所建設問題、沖縄県米軍基地の存続問題などの事例がある）。この住民投票については、法的効果の有無が問題であるとされており、これまで実施されたものを見る限りでは、法的拘束力を有しないものと解されている。

(3) 住民による行政運営・実施過程への直接参画～協働

これまで紹介してきたものとは次元が異なる住民参加のあり方として、住民と行政との対等なパートナーシップのもとで、行政の事業実施過程に住民が直接参画する事例が全国各地で見られるようになってきている。いわゆる「協働」と呼ばれる新しい形態の住民参加のあり方である。

行政が想定する協働のパートナーとしては、従来から地域住民の存在が挙げられてきたところであり、実際に様々な活動を担ってきたところである。しかし、近年のボランティアやNPOの活動をはじめ、構想・計画づくりにおける住民参加型ワークショップ

プ、地域施設の維持管理に携わる里親制度などの新しい形態によるパートナーシップは、これまでの地縁関係による活動とは一線を画しており、新しい住民と行政の関係を構築するものとして期待されている。

2. 板橋区における住民参加の取り組み

これまで地方自治における住民参加の様々な手法について概観してきたが、ここでは板橋区における取り組みについて紹介する。

(1) 区政経営の理念における3つの柱～公開・評価・参加

板橋区では、21世紀を迎えるにあたり、区の行財政改革を進めるための「板橋区再生経営改革推進計画」を2001年3月に策定した。この計画の「基本的な考え方」の中で、分権化や公私のパートナーシップ、IT革命などの変化に的確に対応した区政経営を展開するため、新たな3つの視点から21世紀を構想する経営改革を推進すべきことを謳っている。それら3つの視点とは、次のとおりである。

○情報公開による透明性と信頼性の確保

○行政の客観的評価の確立

○区民参加と新たな公私の役割分担の確立

以上3つの視点が機会あるごとに区長からのメッセージとして内外に情報発信されることにより、この後、「情報公開」「行政評価」「区民参加」という形で、21世紀における区政経営の理念の3本柱として位置づけられるようになっていった。

(2) 「区民参加」における取り組み

3つの柱の具体化に向けて、最初に「行政評価」の柱において、板橋区行政評価システムの制度を構築するという形で取り組みが始まった。

当時試行段階にあったとは言え、これから全く新しい制度を立ち上げなければならなかったためにゼロからのスタートに等しか

った「行政評価」に比べると、条例や制度が既に存在していた「情報公開」や、広聴制度をはじめ様々な手法が導入されていた「区民参加」の2つの柱においては、始動が若干遅くなった観は否めない。

(ア)「区民参加」に関する一連の規定の整備

まず、区民参加を全庁的に進めていくにあたって、大本となる規定の整備から取り組みが開始された。

最初に、2001年9月に「情報公開・区民参加推進のための基本方針」が定められた。情報公開・区民参加が、区民との協働のための前提条件であり、分権時代の行政経営のために不可欠な要素であることから、情報公開・区民参加の推進を区政経営の基本方針として掲げることが改めて確認するとともに、すべての事務事業の執行に際し常に留意するものとし、その具体的な方策を取りまとめたものである。この「基本方針」における区民参加の領域での方策は次のとおりである。

○区民参加に関する規定の整備

まちづくりを区民参加で行うことの理念やその具体的手法、区民からの要望・意見への回答義務等を盛り込んだ規定の整備について検討

○広聴機能の充実

各課 e-mail アドレスの公開、e モニター制度の導入など

○地域住民組織との連携

地域施設の管理運営を地域住民組織に委託することなど

○NPO等との連携

庁内検討組織の検討結果を踏まえた「協働のシステムづくり」の推進

○区民参加の計画づくり

区の基本計画や個別計画の策定にあたり、ワークショップ方式や区民提案方式を検討するなど区民参加による計画づくりの推進

○ITを活用した区民参加の推進

区民相互のコミュニケーションの場を設定するため、電子区

役所推進計画に沿って可能な項目から積極的に実施

この「基本方針」を受ける形で、その後、2002年3月に策定されたのが、「情報公開・区民参加推進計画」である。この計画では、「基本方針」で掲げた方策について重点的に実施する期間として2001年度から2003年度までの3か年を計画期間とした。3か年の期間が経過した後で個別の計画の実施結果が取りまとめられたが、概ね計画どおり完了したと評価されているところである（図表1）。

既に述べたように、「基本方針」及び「推進計画」において掲げられた項目の一つに、「区民参加に関する規定の整備」があるが、この取り組みの成果が2003年10月に制定された「区民参加推進規程」である。この「区民参加推進規程」では、行政活動に対する区民の参加に関して板橋区が取り組むべき基本的な事項をはじめ、パブリックコメント制度、付属機関等の会議の公開や公募委員の登用などの個別事項を定めた。特に、パブリックコメント制度については、板橋区では初めて制度化・導入されたものであり、これにより板橋区における区民参加が大きく前進した観がある。

この「区民参加推進規程」を制定した意義であるが、この「規程」はあくまでも執行機関に関わる内部規定に過ぎず、条例ほどの拘束力は有していない。既に一部の地方自治体にあつては、地方自治体にとっての憲法にも匹敵する重要な事項を定めた条例を制定しているところが存在している（制定済みの事例では二セコ町まちづくり基本条例、杉並区自治基本条例、文京区「文の京」自治基本条例など。制定を予定している特別区では中野区・豊島区など）。条例を制定するということになれば、住民と行政と議会との関係を如何に整理して合意形成するかという課題を解決しなければならない。また、住民の意識だけでなく、板橋区職員の意識についても改革がなされ、一定の成熟度に到達していることが求められる。板橋区としては、いずれ近い将来における条例制定を視野に入れながらも、「区民参加推進規程」を制定したこの時点においては、次の段階へと大きく前進するための布石を打ったということになるのではなかろうか。

図表 1 「情報公開・区民参加推進計画」区民参加分野の実施結果

項目名	主 管 課	実施内容・結果
(1) 区民参加に関する規定の整備	政 策 企 画 課	行政活動への区民参加に関し区が取り組むべき基本的な事項とパブリックコメント制度、付属機関等の会議の公開、公募委員の登用等の個別事項を定めた「区民参加推進規程」を制定した (H15.10)。
(2) 広聴機能の充実		
①各課メールアドレスの公開	広 聴 広 報 課	各課メールアドレスを区民に公開し、メールによる区民の要望・意見に対する回答義務等を定めた「電子メールによる区民からの意見等取扱基準」を策定した (H13.10)。
②「e-モニター」(仮称)制度の導入	広 聴 広 報 課	区の計画や施策等に対する広範な意見を求めるため、eモニター制度を導入し (H15.7要綱制定)、モニターにアンケート調査を実施した。
(3) 地域住民組織との連携	地 域 振 興 課	区民センター運営委員会を定期的に開催し、地域住民とともにセンターまつりを運営するなどの連携を図っている。区民センターの運営管理形態の見直しについては、平成17年度の出張所統廃合と併せて検討していく。
(4) NPOとの連携	総 務 課	平成14年3月に策定された「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画」に基づく「総合ボランティアセンター」の実現については、平成14年度に「いたばしボランティア・NPOホール」を開設し、平成16年1月には「いたばしボランティア・NPOネット」を開設した。今後も順次機能の整備をする。
(5) 区民参加の計画づくり	み ど り と 公 園 課	区民ワークショップ方式を取り入れ、平成13～15年度に仲宿ふれあい広場、紅梅公園、小豆沢公園改修、常盤台公園改修の各工事を行った。
	庶 務 課	平成13～15年度に桜川小、金沢小、志村第四小に区民参加で学校ビオトープを作った。
	環 境 保 全 課	平成13年に区民参加で環境行動会議を設立し、年間行動計画を策定し、各種事業を実施している。
	市 街 地 課 整 備	地区協議会によるまちづくり計画策定事業として、平成13年度に西台一丁目周辺北地区および加賀一・二丁目地区の都市計画決定、平成15年度に西台二丁目地区の策定調査を完了した。
	政 策 企 画 課	新たな区民参加手法として、区民ワークショップを平成15年12月に立ち上げ、平成15年度は3回実施した。また、区民意見を把握するため「区民意識意向調査」を実施した。

(イ) ボランティア・NPOとの連携

板橋区では「区民参加の推進に関する規定の整備」と並んで全庁的に進めてきた方策として、ボランティア・NPOとの連携・協働がある。これについては、別の章で改めて詳述される内容であるため、ここでは簡単に紹介するだけにとどめておく。板橋区におけるこの分野の節目となる出来事としては、1997年の「ボランティア活動推進条例」の制定と「ボランティア活動推進協議会」の設置、2000年の「いたばしボランティア基金」の創設、2002年における「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画」の策定、総務課「ボランティア・NPO係」の新設及び「いたばしボランティア・NPOホール」の開設、2004年の「いたばしボランティア・NPOネット」の開設などが挙げられる。

(ウ) 広聴部門の取り組み

ここでは、伝統的な住民参加の仕組みである広聴制度において、板橋区が採用している方策を紹介する。

○「区長への手紙」

1970年度から実施している制度である。「区長への手紙」として受け付けている件数は、2003年度は994件で、概ね1,000件前後で例年推移している。内訳中第1位で全体のうちの半分強(559件・56.2%)を占めているのが区政に対する「要望」である。その次は「意見」(231件・23.2%)、「問合せ」(93件・9.4%)、「苦情」(67件・6.7%)と続く。

○「区民と区長との懇談会」

1965年度から実施している制度で、区民が普段の暮らしの中で感じたり考えたりした率直な意見・要望等について、区長をはじめ区の幹部職員(部長級)が直接話を伺い、可能な限り区政に反映させていくことを目的としている。毎年度4～5地区程度で開催しており、区長の任期4年中に18出張所の管轄する地区をすべて一巡できるように計画している。なお、従来は、実質的に町会・自治会に加入している地域住民のみの参加に限られていたが、2001年度途中から、名称を「区長を囲む懇談会」から現在の名称に改めるとともに、発言者・

傍聴者の一部について公募制を導入した。また、同じ時期から、地域の特性・事情により即した懇談内容とすることをめざして、開催地区ごとの地域テーマ制も採用している。

○いたばし・タウンモニター

1985年度から実施しており、区政に対する区民の意向を継続的に吸収し、行政の円滑な運営に資するとともに、区政への住民参加を推進することを目的としている。定員は、各地区からの推薦による18名と公募による36名、計54名である。任期は2年で、活動内容としては、モニター懇談会への出席が年間4回程度、モニターアンケートへの回答が4回程度となっている。ここ数年、パブリックコメント制度の導入や会議体における公募委員制の普及など区民参加の手法が多様化してきたこともあり、従来からの懇談会を中心とするモニター制度の役割機能が一部変容しつつあるように見受けられる。

○いたばし・eモニター

既存のタウンモニターは、平日昼間に開催される懇談会出席を伴うことから、昼間就業者層や若年層が参加しにくいという面があった。しかし、これらの区民の声も区政に反映させる必要があることから、普及の著しいインターネットを利用したアンケートに回答する新たなモニター制度を2003年9月に立ち上げることとなった。開始当初は123名に2005年3月末までの任期で委嘱したが、通常は2年の任期である。その活動内容は、タウンモニターと同じ内容のアンケートに回答することであり、懇談会の開催はない。タウンモニターに比べて低い傾向にあるアンケートの回収率を如何に改善することができるかが今後の課題である。

○区民の声収集・FAQシステム

いたばし・eモニターのインターネット・アンケート機能が盛り込まれているシステムに組み込まれている他の機能を活用し、区民の声収集・FAQシステムの運用を2003年12月から開始した（FAQとは“Frequently Asked Questions”の略）。区には、区の公式ホームページを経由する電子メール

形式による「区長への手紙」や、各課メールアドレスあての電子メールとして区民から様々な意見・提案・要望などが寄せられている。その中でも、複数の区民から同一の問題に対して頻繁に寄せられるケースがある。それら区民からのメールと区からの回答メールの両方の内容について、個人情報を除き一般化・普遍化した形に加工してシステムに登録しホームページ上で公開することで、区民や区職員の情報の共有化を支援するシステムである。

3. 板橋区における住民参加の到達度・成熟度

これまで、住民参加の様々な制度・仕組み・手法を紹介するとともに、板橋区における取り組みを概観してきた。それでは、現時点において板橋区の住民参加は全国レベルで見た時に、どの程度の水準に到達しているのだろうか。

(1) 「行政サービス調査」

日本経済新聞社と日経産業消費研究所では、1998年から隔年で全国の市と東京23区を対象に、行政運営の改革度合いや行政サービス水準を探る「行政サービス調査」を実施している。2004年の調査で4回目となるこの調査は、「透明度」「効率化・活性化度」「市民参加度」「利便度」の4つの要素で構成される「行政革新度」調査と、公共料金の水準などの指標による「行政サービス水準」調査に二分される。「行政革新度」調査の総合評価ランキングで板橋区は、2000年時点で第13位、2002年時点で第3位、2004年時点で第5位と、常に上位に位置づけられている。

ここでは、この「行政革新度」調査のうち、当分科会の研究テーマと関わりの深い「市民参加度」の要素とそれを構成している指標に着目し、それら各指標で用いている客観的な数値の推移をたどることにより、近年における板橋区の住民参加の進捗状況を振り返ってみる。

(2) 「市民参加度」における板橋区の軌跡

図表2は、過去3回の調査における板橋区の成績を示したものであるが、「市民参加度」について特徴的なことが窺える。

図表2 行政革新度における全国順位と偏差値

時点	総合評価	透明度	効率化・活性化度	市民参加度	利便度
2000	13位 (73.28AA)	8位 (71.06AA)	13位 (71.52AA)	?? (49.71??)	1位 (78.64AA)
2002	3位 (78.90AA)	4位 (75.01AA)	15位 (69.81A)	33位 (65.99A)	3位 (73.50AA)
2004	5位 (76.18AA)	9位 (70.77AA)	22位 (68.89A)	15位 (75.02AA)	18位 (67.90A)

※表内の数値は調査に回答した全国区市における板橋区の順位で、カッコ内の数値は板橋区が獲得した点数を偏差値に換算したもの

それは、2000年及び2002年の時点では、「透明度」や「利便度」など他の要素に比べて成績が芳しくなく、これらの要素の足を引っ張る要因となっていたことである。特に、2000年時点では、全国順位は遙か圏外であったため表示することも困難であるが、偏差値も50を下回っており、平均レベルにも達していなかった。

2002年時点になると、偏差値は16.28上昇し、全国順位も第33位まで挽回している。この時の調査で総合評価全国第2位となった岡山市との差は僅か0.83であったが、各要素で見ると、「市民参加度」以外では1.33～7.25の範囲でいずれも板橋区が上回っていた。「市民参加度」における彼我の差がマイナス17.41であったのが決定的に響いていたわけで、「市民参加度」の成績があともう少し上乘せされていれば、或いは逆転も可能であったのではないかと考えられる。

前回・前々回の2回の調査においては、板橋区の「行政革新度」を測るうえで最大のウイークポイントであった「市民参加度」であるが、直近の2004年時点の調査では、他の要素が軒並み順位・偏差値ともに下降傾向を示したのに対して、「市民参加度」だけは

順位・偏差値ともに前回よりも改善されている。レベルが高く激戦エリアと言える首都圏の区市だけで見ても第9位、東京都内では第5位、東京23区内では第3位という好位置に付けている。

(3) 「市民参加度」を構成する各指標の推移

それでは、2004年時点の調査で「市民参加度」の評価を押し上げた要因は何であったのかを見てみる。

図表3 「市民参加度」構成指標ごとの回答

指 標 項 目	2000年	2002年	2004年
重要な政策形成段階でのパブリックコメント保証の有無		△	◎
基本構想素案作成段階での一般市民への関連情報公表の有無	◎		
基本構想策定の審議会などの付属機関の委員への市民公募の有無	×	◎	◎
公募住民を入れている付属機関の比率			◎
電子メールによる市民との意見のやり取りの有無		◎	
電子メールで受け付けた要望への回答の有無		◎	
住民の意見・要望に対する行政側の回答義務付け規定の有無	×		
電子会議室設置の有無		×	△
電子会議室で受け付けた要望への回答の有無		×	
NPO支援条例（要綱）制定の有無	○	◎	◎
NPO支援条例（要綱）での支援内容			○
NPO法人への課税の特例措置の有無			×

地域施設（コミュニティセンターなど） 運営管理の住民委託の有無	△	○	○○
地域施設の設計・構想段階からの住民 参加手続きの有無	○○	○	○○
自治の基本や住民主体の自治を包括的 に定めた条例の有無		×	△
自治の基本や住民主体の自治を包括的 に定めた条例で規定する内容			○
住民投票条例の有無			×
行政サービスなどへの満足度調査の頻 度			◎
景観保護条例の有無	×		
本庁舎のバリアフリー対応施設の有無	○		

※基本的に、「ある」など最も上位の回答を行った項目には◎、「一部あり」「予定あり」「検討中」など中間的な回答を行った項目には○△等、「ない」など最も下位の回答を行った項目には×を付した

図表3は、過去3回の調査における「市民参加度」を構成する指標ごとのアンケート設問に対して、板橋区がどのように回答してきたのかを整理したものである。

どの指標の評価が上昇したために「市民参加度」が向上したのかを分析すると、まず2003年10月における「区民参加推進規程」の施行により、板橋区において初めてパブリックコメント制度が始まったことが大きく影響を及ぼしている。2002年の調査時点でも、パブリックコメントについては「運用面で保証している」と回答しており、実際に区の広報紙などにおいても重要な計画や答申などの素案については「中間のまとめ」のような形式で公表し、意見を広く求めるという開かれたスタイルを確立しつつあった。しかし、パブリックコメントについて保証する条例はおろか、規則や規程、要綱などの規定は一切存在していなかった。これが、2004年調査時点では条例制定の段階までは一気には到達しないま

でも、「規程」の制定という形ではあるが、制度的に保証される段階までは進んだ。また、この「区民参加推進規程」の制定により、板橋区ではこれまで期限の定めのない研究課題として捉えられていた観のあった「自治基本条例」など住民自治に関する包括的な条例の制定が、極めて近い将来における現実的な検討課題として、一気に射程圏内に入ってきたと言えるのではないか。

次に、調査設問の中での項目が増えるなど、審議会・委員会などの付属機関の公募委員制の比重が増したことも影響しているように考えられる。会議体における公募委員の登用については、従前より原則とする方針で進めてきたところであるが、2004年の調査では公募委員を採用している付属機関の全体に占めるシェアを問う設問が新設された。これらの設問において高得点を稼ぐことができたことも全体の評価を押し上げる要因となったものと思われる。実際にこの間、2006年度（平成18年度）以降の次期基本構想・基本計画の策定準備が始まり、条例で設置されている「長期基本計画審議会」においても遂に公募委員制が導入された。それだけでなく、2003年には板橋区政史上初めての取り組みとして、公募区民約90人で構成される基本構想ワークショップも発足し、基本構想・基本計画策定の過程において、かつてない規模と内容により住民参加が採り入れられた。

さらに、NPO等への支援に関する設問項目が増えたことから、ボランティア・NPOとの協働に積極的に取り組んでいる板橋区にとっては好影響を及ぼしていると考えられる。2000年の調査時点では、1997年に全国に先駆けて制定した「ボランティア活動推進条例」の存在こそあったものの、実際に非営利組織の活動を支援する制度が整備されるまでには至っていなかった。それが、2000年の「ボランティア活動推進協議会」の設置、「いたばしボランティア基金」の創設、2002年における「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画」の策定、総務課「ボランティア・NPO係」の新設及び「いたばしボランティア・NPOホール」の開設、2004年の「いたばしボランティア・NPOネット」の開設などにより、一気に支援等に関わるメニューが広がったと言え

る。

（４）残された課題～今後の方向性

2004年時点の調査において、「電子会議室設置の有無」や「住民投票条例の有無」など積極的な回答ができなかった設問については、次回調査までに方向性をどこまで明確にできるかが一つの課題であると思われる。また、2004年の調査において、ある程度方向性を明確にしえた項目にしても、次回の調査までには期限を切って実現するという宿題が課せられているとも言えるのである。特に、「区民参加推進規程」の制定により射程距離に入ってきたと思われる「自治基本条例」の制定などは、現在策定作業を進めている2006年度以降の新たな基本構想・基本計画の持つ今後10年若しくは20年という長期のスパンの間であれば、そのスケジュールが具体的に明示されるのではないかという期待が当然持たれるところではないだろうか。

それに加えて、いわゆる「P P P（パブリック プライベート パートナークシップ）」と呼ばれる公共サービスの民間開放がこれからの時代の主流となると言っても過言ではない。地方自治法の改正により、公の施設の管理にN P O法人や企業などの参入を可能とする指定管理者制度が創設されたが、板橋区においても、2005年度からの7施設12か所の移行を皮切りに指定管理者制度の導入が始まっている。また、省庁などによる様々な抵抗が見られるものの、国においては規制改革の一環として、公共サービスへの競争原理の導入を企図して官民競争入札を行わせる市場化テストの導入が盛んに進められようとしている。

2004年度以降において板橋区の抜本的な経営改革・構造改革を進めるための新たな計画である「経営刷新計画」では、「公共サービスの民間開放」を一つの大きな柱に据えており、財政的な要請からの「公から民へ」の流れは、今後より一層加速されていくものと考えられる。一方では市場原理色が強まりつつある中で、「住民参加の推進」という住民自治を拡充する観点からのもう一つの「公から民へ」の流れを、どのようにしたら手繰り寄せるこ

とができるのか。その回答を探し当てることが当分科会に課せられた命題ということになるだろう。

参考文献

- 「特別区職員ハンドブック2004」(2004.2特別区人事・厚生事務組合特別区職員研修所)
- 「板橋区再生経営改革推進計画」(2001.3板橋区)
- 「情報公開・区民参加推進のための基本方針」(2001.9板橋区)
- 「板橋区情報公開・区民参加推進計画」(2002.3板橋区)
- 「板橋区経営刷新計画」(2004.1板橋区)
- 「全国都市番付住民サービスここが一番」(1999.3日本経済新聞社／日経産業消費研究所)
- 「全国住民サービス番付」(2001.3日本経済新聞社／日経産業消費研究所)
- 「全国住民サービス番付2003-04」(2003.2日本経済新聞社／日経産業消費研究所)
- 「全国市区の行政革新度695市・23区の行政比較調査」(2004.10日経産業消費研究所地域グループ)